

いちご一会とちぎ国体那須町駐車場管理業務実施要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体那須町輸送交通基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における駐車場等の設置及び管理並びに選手・監督、競技役員、その他大会関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の競技会場への来場車両を駐車場等への安全かつ円滑な誘導を行うため、必要な事項を定める。

2 駐車場等の設置

- (1) 駐車場は、大会関係者駐車場及び一般観覧者駐車場（以下「駐車場」という。）とし、原則として公共施設の駐車場を利用する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用することができるものとする。
- (2) 駐輪場は、大会関係者駐輪場及び一般観覧者駐輪場（以下「駐輪場」という。）とし、競技会場内及び駐車場内に設置する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用できるものとする。

3 駐車場等の設置期間及び開始時間

- (1) 駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）の設置期間は、原則として大会期間中における那須町競技開催日前日から終了日までの間とする。ただし、必要に応じてこれを変更できるものとする。
- (2) 駐車場等の開始時間は、原則として競技開始の1時間前からとする。ただし、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 事前準備

駐車場等設置日の前日までに、当該駐車場等の設置及び駐車区画の整備、案内看板の設置等を行う。

5 駐車場管理業務の実施

- (1) 駐車場管理業務の実施にあたっては、設置する駐車場等に係員等を配置して実施する。
- (2) 大会関係者の車両については、大会関係者用駐車場入口において駐車許可証の有無及び区分を確認し、適切に誘導する。

- (3) 一般観覧者の車両（バイク及び自転車を含む。）については、一般観覧者用駐車場又は駐輪場に誘導する。
- (4) 業務に当たっては、応対及び言動に十分留意し、利用者に不快感を与えないように心掛けるものとする。
- (5) 車両の出入り及び駐車中の車両管理については、事故のないように十分注意し、万が一、事故が発生した場合は、適切な応急処置を行うとともに、いちご一会とちぎ国体那須町実施本部（以下「実施本部」という。）国体総括部に報告して指示を受け対応する。
- (6) 他の駐車場との連絡を密にし、常に利用状況の把握に努め、駐車スペースの確保に配慮するものとする。
- (7) 駐車場の利用状況を駐車場業務日誌（様式第1号）に記入し、当日の業務終了後、実施本部駐車場班長に報告する。
- (8) 係員は大会終了後、設置物の撤去及び清掃を行う。

6 駐車場管理業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、駐車場管理業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの要項を準用する。

(様式第 1 号)

駐車場業務日誌

駐車場名			報告者		
日 付	令和	年	月	日	天気
業務開始 時 刻			業務終了 時 刻		
時間	大型バス	中・小型 バス	乗用車	二輪車	備考
9 : 00	台	台	台	台	
12 : 00	台	台	台	台	
15 : 00	台	台	台	台	
特記事項					